

令和8年度 高知新港 コンテナ利用 促進事業費補助金



私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています



輸出入貨物に加え、移出入貨物も補助対象となりました。

補助対象者	補助対象	補助額
① 新規利用荷主	過去3年間に高知新港でのコンテナ貨物の輸移出入実績がない荷主の貨物	輸出入貨物: 15,000円 移出入貨物: 10,000円 1TEUにつき (※上限は1荷主につき輸出入貨物30万円、移出入貨物20万円)
② 継続利用荷主	前年度の取扱貨物量を基準貨物量とし、申請年度の取扱貨物量が基準貨物量から増加した輸移出入貨物 ※輸出入貨物の場合は前年度の輸出入貨物、移出入貨物の場合は前年度の移出入貨物の取扱貨物量を基準貨物量とする。	輸出入貨物: 10,000円 移出入貨物: 5,000円 1TEUにつき
③ リーフアーコンテナ輸出新規利用荷主	新規(過去3年間に高知新港でのリーファーコンテナ貨物の輸出実績がない)1本目のリーファーコンテナ輸出貨物 ※輸出相手国が異なれば、3本(3カ国分)まで新規扱い	150,000円 1本につき (※上限は④の補助金を含め、1荷主につき100万円)
④ リーフアーコンテナ輸出増加荷主	前年度と比較し増加したリーファーコンテナ輸出貨物	90,000円 1本につき (※上限は③の補助金を含め、1荷主につき100万円)
⑤ くん蒸施設利用荷主	高知新港のくん蒸施設の利用に要した経費 ※消費税及び地方消費税を除く	経費の2分の1以内 (※上限は1回につき65,000円)

- 令和8年4月1日から令和9年3月31日の期間に高知新港を利用した貨物が補助対象貨物となります。
- 補助金は同一の貨物について重複して申請することはできません。
- 補助は、予算が無くなった時点で終了します。

お問い合わせ
申請先

高知県 土木部 港湾振興課 ポートセールス第一担当
〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20
TEL : (088) 823-9888
FAX : (088) 823-9657
Email : 175201@ken.pref.kochi.lg.jp

申請書ダウンロードは

高知県 コンテナ補助金

検索



高知家の土木

外航航路 [R8.4月現在]



① 釜山(㊦)―高知(㊦)―釜山(㊦) 興亜LINE(株)運航

日本総代理店:(株)シノコー成本
高知港代理店:入交海運(株)

内航航路 [R8.4月現在]



② 清水・市原―高知―清水・市原 鈴与(株)運航

(高知寄港日は第2週・第4週の土曜日もしくは日曜日)
※清水・市原港で東西航路接続可能

高知新港活用のメリット

1. 良好な交通アクセス

高知南ICから約5分、四国3県からも2時間以内の好アクセス

2. 様々な貨物に対応

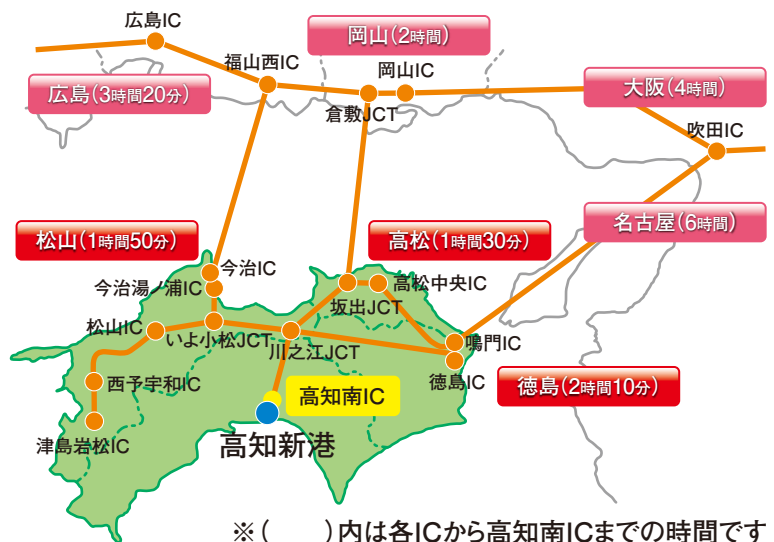
一般貨物から重量物*まで、高知新港を熟知した県内事業者が通関業務や荷役作業、倉庫保管や梱包作業まで全てをサポート

※クレーン定格荷重はアタッチメント装着(輸送業者等への依頼、料金が別途必要)で45.1tまで吊り上げ可能

3. 手厚い助成制度

手厚い内容で荷主様のビジネスをサポート

高知新港のアクセス



高知新港のコンテナ貨物に関するお問合せ先

(市外局番088)

	TEL	FAX
入交海運(株)	831-5151	831-5155
高知港運(株)	847-6881	847-6882
高知通運(株)	847-5222	847-4446
高知福山通運(株)	833-1141	832-8319
日本通運(株)高知支店	865-3145	865-8119

申請に必要な書類

- 補助金交付申請書
- 県税納税証明書又は納税義務が無い旨の申立書
- 船荷証券の写し(輸出の場合)
- 船荷証券の写し及び高知新港入港日が分かる書類(輸入許可通知書等)(輸入の場合) など

「高知県電子申請サービス」がご利用できます。
詳しくは当課HPをご確認ください。

